

燕市軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業

販売店用

難聴による認知症やうつ病等の予防を目的として、18歳以上の方を対象に、補聴器購入費を助成します。

対象者

燕市内に住所があり、つぎの要件をすべて満たす人

- ① 18歳以上の人
- ② 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の人、または、
医師が補聴器装用の必要を認めた人
- ③ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない人
- ④ 市税等に滞納がない人



助成額 ※必ず購入前の申請が必要です。



区分	助成額	上限額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	購入費の額	50,000円
市民税課税世帯	購入費の額の 1 / 2	30,000円

その他

- ・助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再申請はできません。
- ・修理費や付属品単体の購入費は、助成の対象外となります。

手続きに関するお問合せ

燕市健康福祉部 長寿福祉課 長寿福祉係

住所 燕市吉田西太田1934番地

電話 0256-77-8175

手続きの流れ
は裏面へ

販売店用

～手続きの流れ～

※販売店様は、③⑥⑦の対応をお願いします。

